

# 議会運営委員会 行政視察報告

議会運営委員長 小野 清一郎

【視察日程】 令和4年11月7日（月）～8日（火）

【視察委員】 小野清一郎委員長、平松洋一委員、佐藤正人委員、荒井宏幸委員、伊藤健太郎委員、倉茂政樹委員、宇野耕哉委員、志賀泰雄委員、高橋三義委員

【視察地】 川崎市、福岡市

【調査事項】

川崎市 タブレット端末を活用したスマート会議システムの運用について  
常任委員会（再編、オンライン会議等）について

福岡市 常任委員会の所管の再編の経緯、背景と効果等について

本市議会では、令和5年2月定例会からのタブレット端末導入に向けて現在準備を進めているほか、常任委員会の再編に関しては、これまで議論を重ね、今年度内に方向性を導く予定である。また、新型コロナウイルスの発生により、オンライン会議という新たな議会運営の手法が、一部の先進自治体で導入され始めている。

このような状況に鑑み、令和4年3月からタブレット端末を活用したスマート会議システムの運用を開始し、同年8月にはオンライン会議の本格実施も開始した川崎市議会と、平成29年度に常任委員会の再編を実施した福岡市議会を視察させていただいた。

## ○川崎市

### オンライン会議関係

#### 1 視察概要

##### (1) オンライン会議導入の経緯

令和2年初頭から全世界で猛威を振るっている新型コロナウイルスによって、集会や会議の開催において感染対策が求められるようになった。本市議会においても、感染者や濃厚接触者が発生し、議会活動の維持継続に支障が生まれていた。そのような中、令和2年4月30日付の総務省通知において、新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点等から、委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合に、オンラインによる方法を活用することで委員会を開催することは差し支えない旨の見解が示された。これを契機として、川崎市議会ではオンライン会議の検討を始めた。

各会派から選出された5人の議員で構成する検討プロジェクトを設置し、



総務省通知の内容を基として協議、検討を行っていった。検討会議は、令和3年7月29日から令和4年2月25日まで全11回開催した。常任委員会等の会議において、オンラインによる方法を活用した開催を可能とするため、関係条例の改正を行った後、令和4年5月から7月まで試行実施し、令和4年8月からオンライン会議の本格実施を開始した。

## (2) オンライン会議に関する基本事項について

オンライン会議を開催するに当たり、基本的な事項は以下の通りとなる。

### ① 会議を開催することが出来る場合

ア 新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延を防止するために必要があると認める場合

イ 大規模な災害の発生等により委員会を招集する場所に参集することが困難であると認める場合

### ② 対象となる主な会議

常任委員会、議会運営委員会、大都市税財政制度調査特別委員会、決算審査特別委員会(分科会)及び正副委員長会

### ③ 費用弁償

オンラインによる方法により出席した議員に対しては、費用弁償を支給しない

## (3) 導入における検討課題について

### ① 機器、レイアウトの選定に当たっての基本的な考え方

常任委員会等におけるオンライン会議の実施に当たっては、総務省通知に示されたオンラインにより出席する委員の本人確認や、インターネット中継等の市民が見聞できる環境の確保など、一定の条件を満たす必要がある。そのため、オンライン会議の実施に当たって求められる要素として、①委員全員がWEB会議画面上に映ること、②委員が常時又は視線を向ければオンライン出席者を視認できること、③インターネット中継に会議音声適切に流れることなどを抽出した。

抽出した機器、レイアウトに求められる要素を、川崎市ICT部門から紹介を受けた複数の事業者へ提示し、要素を満たすために必要な技術的助言や具体的な機器の提案等を受けた。WEBカメラは180度等の広角WEBカメラを採用する必要があることや、スピーカーフォンは複数個所から集音することが望ましいことなどである。

### ② WEB会議システムの選定に当たっての基本的な考え方

テレワークやオンライン会議が一般的となり、WEB会議システムが数多く存在する中、WEB会議システムの選定についても、円滑な会議を成立させるために一定の条件が求められる。その要素として、①25人程度の同時ログインが可能であること、②25人程度の同時画面表示が可能であること、③24時間の連続会議が可能であること、④通信が安定しているとともに、会議に支障を来すタイムラグが生じないこと、⑤通信のセキュリティが高水準であることなどを抽出した。

抽出したWEB会議システムに求められる要素を複数の事業者に提示し、要素を満たすために必要な技術的な助言や具体的な提案等を得た。その結果、事業者から助言、提案があったWEB会議システムとしては、①Zoom、②Microsoft Teams、

③Webex Meetings、④Live Onが挙げられた。また、総務省の通知により、各オンライン会議で取り扱う情報の機密性区分のⅠからⅢにより、一定の取扱い基準があることが分かった。その通知に基づいたセキュリティ評価を行い、選定を行った結果、Webex Meetingsを採用することになった。

(4) 各会議における運用案、条例改正素案及び実施要領素案の協議に当たって

① 運用案に当たっての主な検討事項について

オンライン会議を開催できる場合について、その他、委員長が認める場合を対象に加えることで柔軟な運用とするとの意見もあったが、総務省の令和2年4月30日付けの通知を考え方の基にしていることから、運用案の通りとなった。

② 条例改正案の協議に当たっての主な検討事項

等を付けることにより、条例上は範囲を広く定めつつ、実施要領等で対象に制限をかける運用とすれば、条例改正後の柔軟な運用が可能となるとの意見もあったが、範囲が広がりすぎてしまう懸念があるとの意見もあった。今後、必要に応じて検討していくことになった。

③ その他の意見について

常任委員会の正副委員長説明への活用、委員長自身がオンライン参加する場合の不透明感、会議の開催場所に参集することが原則とされている中、代替の交通手段がある場合の取り扱いなどが挙げられている。

## 2 所見

新型コロナウイルス感染症の拡大によって、社会のあらゆる場において、会議の在り方が大きく変わった。人が集まらずに開催できるオンライン会議は、働き方にまで影響を及ぼし、在宅ワークやテレワーク、更にはワーケーションにまで及んでいる。

地方議会へのオンライン会議開催を可能にしたのは、令和2年4月30日付け総務省通知に端を発するが、この取組を進めている地方議会は、視察をした川崎市を含め茨城県取手市、滋賀県大津市など少なく、実際にオンライン会議を開催した自治体は、35自治体で全体の2.0%という報告もある。但し、オンライン会議を可能とする条例や会議規則を改正済みまたは改正予定を合わせると、全体の18%近くに上るようで、それだけ会議のオンライン化は社会生活の常識になりつつあると言える。

本市議会では、2年近くタブレット導入について検討を重ね、ようやくこの12月定例会で全議員にタブレットが貸与される予定となっている。これにより資料の電子化が進み、オンライン会議への大きな武器になることは間違いない。しかし、会議のオンライン化については、議会改革の議題には上がっていない。視察をした川崎市議会の取組は、今後の議会改革において大変に参考となるものと考え、大規模災害はもとより、多様な議員活動を可能にする取組とも感じた。

## 常任委員会視察関係

### 1 視察概要

#### (1) 常任委員会再編に至った経緯

川崎市議会の常任委員会再編に至った契機は、平成27年に発生した中学生の事件において、青少年の育成を担当するこども本部は市民委員会の所管、児童生徒の教育を担当する教育委員会は総務委員会の所管と分かれており、情報提供の在り方に差異が見られたことである。そこで平成27年9月に議会改革検討委員会を設置し、協議項目の一つに常任委員会の所管局の見直しが挙げられた。

この協議を進める中で、平成28年度から市民・こども局内の一部署であったこども本部を、こども未来局として独立させる組織再編が行われることが明らかになったので、常任委員会の再編の必要性について各会派の意見が一致し、検討が行われた。

その結果、市民委員会が所管していた経済労働局を総務委員会へ、港湾局を環境委員会へ移し、総務委員会が所管していた教育委員会を市民委員会へ移し、同時に市民委員会の名称も文教委員会に変更したとのことである。

#### (2) 常任委員会再編後の効果について

常任委員会再編の契機となった、こども未来局と教育委員会を両方とも文教委員会が所管することになり、青少年や児童生徒に関する事業、また、若者に関する請願、陳情について、体系的に対応することが可能となった。

議案数は、市当局の方向性によるもので増減があり、一概に比較は難しいとのことである。また、請願、陳情は件数が減少傾向にあるので、こちらも比較は難しいようだ。委員会の開催回数については大きな変化は見られない。

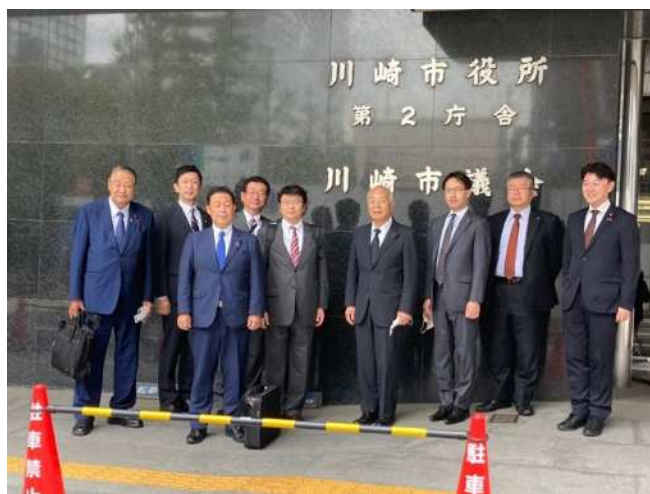
しかし、文教委員会及び環境委員会の開催回数は再編前と比べると安定し、環境委員会については議案の付託件数が再編後に少なくなることもなくなった。平準化の効果はあったようである。

#### (3) 再編後の新たなる問題点について

直近2年間の平均的な委員会開催時間は、過去と比べると90時間増加しているとのことである。

### 2 所見

所管する部局や課の数だけでは単純に比べられない。その時々状況に応じ、また、市民の関心の高い議案があれば、当然議論が活発になり、時間も増える。数年間を一つのスパンとして比較し、委員会開催時間に偏りが著しいものが見受けられるのであれば、再編も含めて協議する必要もあるのではないだろうか。



## ○福岡市

### 1 視察概要

#### (1) 再編の経過

- ① 平成 27 年 5 月の改選以降、複数の会派から議会改革に関する申入れが議長宛に提出され、その一つに、常任委員会の呼称を担当する委員会名が市民に理解できるような呼称名に変更すべきとの申し入れがあり、議会改革調査特別委員会を設置して協議することとなった。
- ② 議会改革調査特別委員会における協議において、常任委員会の名称と併せて委員会の再編の提案があり、協議することになった。
- ③ 他政令市議会の状況や福岡市議会における常任委員会の開催数、付託件数、報告件数、会議時間に関する資料を参考に協議を行った。
- ④ 協議の結果、平成 29 年 1 月 25 日議会改革調査特別委員会において、委員会数については 5 委員会のままとし、各委員会の所管については、負担の平準化や局の関連性を踏まえ、再編することでまとまった。



#### (2) 議会改革調査特別委員会における論点

##### ① 負担の平準化について

###### ア 会議時間

第 2 委員会が長い。再編する場合の見込みを算出した。条例予算及び決算特別委員会の会議時間も加えている。

###### イ 付託件数

こども未来局、保健福祉局、教育委員会の議案や請願が多かった。特に請願が突出して多かった。

##### ② 委員会数についての主な意見

ア 十分な審査時間を確保するために、6 委員会とすべき。

イ 6 委員会にすることで、委員数が減るため、閉会中の日程調整が容易になる。

ウ 委員会数が増えると、委員会室の問題、人件費などのコストの問題が生じる。

エ 少数会派の意見が反映されにくくなる。

③ 所管局の関連性についての主な意見

- ア 他局との連携が頻繁に議論される局に関しては、できる限り同じ委員が対応すべきである。
- イ 同じ委員会の所管にすることの利点として、保健福祉局と住宅都市局は、高齢者や障がい者の住宅問題などを考慮。水道局と交通局は、ともに企業会計である。環境局と道路下水道、水道局、交通局は、開発部門と同時に環境について議論できるようになる。

(3) 再編後の状況について

① 負担の平準化に係る効果の有無

- ア 会議時間  
依然ばらつきがあり、平準化には至っていない。
- イ 局の関連性  
バリアフリーに関する計画において、保健福祉局と都市住宅局にまたがる計画であったため、局の連携を意識した有効な審査ができた。

② 問題点など

- ア 委員会の会議時間は、委員構成、委員長によって時間が変わってくるので、想定したとおりの平準化が達成されるとは限らない。
- イ 生活環境委員会の所管局数が3局から5局へ増えたため、負担が重くなっている。

(4) 質疑応答

- 平松委員 振興委員会の時間が長くなっているのは、コロナ禍の影響か。
- 川崎市 コロナ禍の影響に加え、発言の多い議員がいるかどうかという委員構成の影響もある。また、時事問題によって影響する面もある。
- 宇野委員 平準化がうまくいかなかった原因の中に、その時の市政の重要課題があるか。
- 川崎市 局の再編によりこども未来局を作ったことにより、当時の第2委員会の負担が重くなった。ただ、現時点では収まっている。議員からの意見も特にない。
- 志賀委員 部局の審査順序が決まっているため、議論が終わった後に元の部局に戻って審査しないと思うが、そのような中でも、連携よく有意義な審査ができるのか。
- 川崎市 委員が同じテーマ、視点で複数の部局に質問し、審査し、同じ考えのもとに複数の部局にアクションを促すなど、有意義な議論ができていないのではないかと考える。
- 伊藤委員 現在の委員会所管では、児童福祉と障がい福祉を別の委員会が所管するが、悪影響はないか。
- 川崎市 どのような編成にしても、そうしたマイナスの部分はある。外郭団体である社会福祉事業団の所管事務調査などにおいて、こども未来局に委員会への同席を求めるなど、工夫している。
- 伊藤委員 現在5委員会であり、一方で、交渉団体として認める最低所属議員数は4人。すべての委員会に委員を置くことができない会派が出てくると思うが、悪影響はないか。
- 川崎市 各委員会に委員を1名以上置くというのが基本であるが、交渉団体の最低所属議員の人数については議論になっていない。



## 2 所見

### (1) 論点の整理

本市議会において常任委員会の再編について議論する場合にも、福岡市議会の事例を参考にして、直近3年間程度の平均会議回数・会議時間・付託件数、所管部局の関連性など、論点を整理し、論点ごとの実状と見通しを明らかにして議論を進めるべきである。

### (2) 委員会数を増やすことのメリットとデメリットについて

委員会数については、委員会数を増やすことによって少数会派の意見が反映しづらくなるというデメリットとともに、議案等に対する審査時間が増えるというメリットも意識して議論する必要がある。

### (3) 委員会所管事務について

福岡市議会では、本市における福祉部と都市政策部を同じ委員会が審査している。これまでの枠組みにとらわれず、市民本意で一から議論すべきだと考える。

